

石綿アスベスト対策セミナー

石綿アスベスト事前調査

～事前調査の目的とその調査のポイント～

事前調査の目的

- ① 解体工事
- ② 改修工事(耐震改修や設備更新工事を含む)
- ③ 建物の維持・管理
- ④ 不動産取引

重要事項説明

資産除去債務の計上

投資物件購入検討

- ⑤ 災害時の石綿飛散及び対策

地方公共団体の整備した石綿台帳への報告

事前調査の肝その1 (法規制の年代)

1956年頃から吹付け石綿使用 1975年まで石綿含有率が非常に高い Cro. Amo 注意!

1975年 5%を超える石綿含有の規制 吹付け石綿の禁止

1980年 メーカー自主規制による石綿含有ロックウール(乾式)工法が規制

1990年 石綿含有ロックウール(湿式)工法が規制

1995年 クロシドライト、アモサイト使用禁止 1%を超える含有率の規制

阪神淡路大震災

2004年 建材等への石綿使用禁止

2005年 石綿障害予防規則制定 石綿含有吹付け作業全面禁止

クボタショック

2006年 0.1%を超える含有率の規制 2006年9月以降の着工建物は、書面確認のみでOK

2011年 東日本大震災

2020年 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 改正

2022年4月 事前調査の電子システム報告の義務化

2023年10月 事前調査の資格者による調査の義務化

事前調査の肝その2（構造）

- ① S造の建物
 - H鋼の柱や梁 耐火被覆
 - 押出成形板 ALC+仕上げ塗材
 - カーテンウォール アルミ・鋼板パネル裏
- ② RC造の建物
 - コンクリート+仕上げ塗材
- ③ PC造
 - コンクリート+仕上げ塗材

事前調査の肝その3（建築基準法の防火規制）

- ① 用途 規模 地域
 - 耐火構造 準耐火構造
- ② 防火区画
 - 高層区画 穴埋め 層間塞ぎ 隙間塞ぎ 延焼防止帯
- ③ 延焼のおそれのある部分
 - 法第22条区域 防火地域 準防火地域
- ④ 内装制限
 - 不燃・準不燃、難燃材料

事前調査の肝その4（設計思想や要求性能）

- ① 吸音
空調室 ボイラー室 エレベーター機械室
- ② 断熱 結露防止 排ガス
北側壁 ピロティ天井スラブ下 煙突内部ライニング
- ② 保温
空調機器やボイラー及びその配管エルボなど
- ③ 調湿
書類保管室 金庫室 書物倉庫 カルテ室
- ④ 仕上げ
食堂・居間天井 階段裏 内装の壁天井

事前調査の肝その5（石綿含有建材を知る）

レベル1、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール（乾式）、石綿含有吹付けロックウール（半乾式）、石綿含有吹付けロックウール（湿式）、石綿含有吹付けバーミキュライト、石綿含有吹付けパーライト。

レベル2、石綿含有耐火被覆材、石綿含有けい酸カルシウム板第2種、石綿含有屋根用折板裏断熱材、石綿含有煙突用断熱材、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、石綿けい酸カルシウム保温材、水練り保温材。

レベル3、石綿スレート、石綿含有けい酸カルシウム第1種、住宅屋根用化粧スレート、押出成形セメント板、窯業系サイディング、パルプセメント板、スラグせっこう板、ロックウール吸音天井版、石綿含有せっこう板、石綿円筒、石綿セメント管、石綿含有ビニル床タイル、石綿含有ビニル床シート、石綿含有ソフト幅木、石綿発泡体など。

他にも、建築用仕上げ塗材、モルタル下地調整剤、モルタル混和剤、現場石綿混入下地モルタル、石綿含有接着剤、耐火パテ、石綿含有ガスケット、パッキン、ジョイントシート、石綿布、エレベーターのブレーキパッドなどにも十分注意を払いたい。